

建築基準法施行令第79条等の改正に伴う関連告示の改正について

1. 改正の背景

平成17年4月25日（月）より意見募集をしている「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」において、建築基準法施行令第79条等の改正を予定しています。

これにより、ポリマーセメントモルタル等による鉄筋コンクリートのかぶり厚さ部分の補修が可能となりますが、これに伴い、関連告示についても見直しを行うこととします。

2. 見直しの概要

(1) ポリマーセメントモルタルの防火上の位置付けの明確化

モルタルは平成12年建設省告示第1400号において不燃材料とされていますが、ここで想定しているモルタルはセメントモルタルで無機系の材料を主体とした材料です。そこで、補修等で使われるポリマーセメントモルタルについては、ポリマーセメント比により防火上の位置付けを明確化します。

また、耐火構造例示仕様（平成12年建設省告示第1399号）で求めるかぶり厚さに算入できるモルタルとして、不燃材料であるポリマーセメントモルタルを含めることを明確化します。

(2) 耐火構造例示仕様における鉄筋コンクリート等のかぶり厚さの明確化等

現行の耐火構造例示仕様（平成12年建設省告示第1399号）においては、鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリートの壁等は厚さの最小値のみが示され、かぶり厚さが規定されていません。よって、建築基準法施行令第79条第1項等の規定に適合する必要があることを明確化します。

なお、昨年10月1日、石綿製品を同告示の仕様から削除したところですが、繊維混入ケイ酸カルシウム板や繊維強化セメント板（スレート板に限る。）について、石綿製品の代替として同告示に位置付けることとします。また、平成12年建設省告示第1367号においても、同様に繊維強化セメント板（スレート板に限る。）を代替品として位置付けることとします。

3. 今後のスケジュール（予定）

施行：平成17年6月1日